アプリを活用したマイ・タイムライン普及啓発

総務局

○令和４年４月にマイ・タイムライン（個別避難計画）作成ツールのアプリ版をリリース
➢**アプリ内コンテンツとの連携により、「作りやすさ」と「使いやすさ」の向上を実現**
○アプリ版の利用促進を目標に、都内イベントや街頭メディアを活用した積極的広報を展開
➢**「防災に無関心な層」への働きかけを強化**

アプリ化事業の概要

水害に備え、都民一人ひとりが時間軸に沿って自らの行動を予め整理する「東京マイ・タイムライン」を、より手軽に作成・活用していただくため、**アプリ版「東京マイ・タイムライン」**を新たに東京都防災アプリのコンテンツに追加。令和４年４月の配信開始以降、約４万件のアクセスがある。（令和４年１０月時点）

アプリ版の特色

気になる場所の水害リスクを視覚的に表示 ▶▶▶

◀◀◀ **チャットボット機能により手軽にマイ・タイムラインを作成**

防災気象情報に関するプッシュ通知との連携 ▶▶▶

◀◀◀ **「行動チェックリスト」でとるべき行動を容易に確認**

広報展開

（１）既存事業内での広報（令和4年4月～）
・セミナー受講者へのチラシ配布
（学生、町会・自治会、企業等が対象）

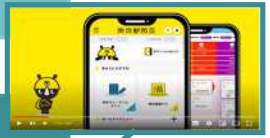

（２）PR動画を作成（令和４年６月）
・ＣＭ版、メリット版、操作説明版を用意
・オウンドメディア(Twitter,Youtube)で配信

（３）積極的広報の展開（令和４年7月～）
・各種イベントに出展し、都民へ直接ＰＲ
・東京都所有デジタルサイネージで動画放映

令和５年度以降もＰＲ動画を活用した広報展開を継続予定

大規模地下街等における浸水対策の取組について

都市整備局

○東京都地下街等浸水対策協議会では、１２地区部会を４月から５月に各１回、１月から３月に各１回の計２回を感染対策の中、Ｗｅｂ及び対面で開催した。（図１）

○出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、渋谷、大手町、丸の内、有楽町、銀座、上野・御徒町、浅草の７地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者 としての役だけを与え 訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。（写真１、２）

○各部会の代表団体や学識経験者、行政関係部署により構成される幹事会を７月にＷｅｂにて開催した。（図１）

○避難経路の精査については、池袋、新橋の２地区で、地元区と施設管理者とともに感染対策を行いつつ実施した。

○７月から１０月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。

浸水被害に脆弱な大規模地下街の浸水対策を加速させる

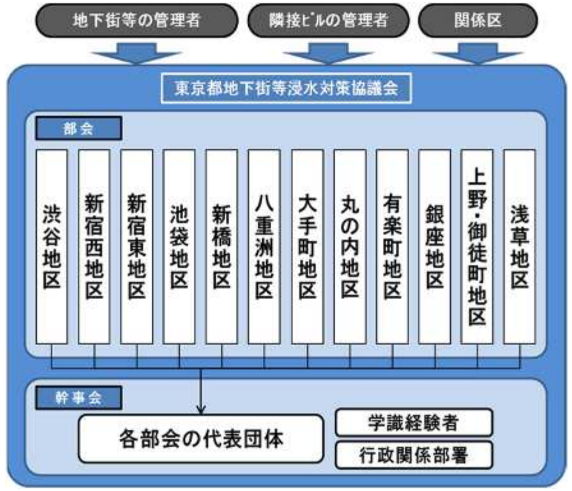

図１　協議会の構成イメージ

写真１　避難誘導訓練(渋谷地区)

写真２　浸水防止訓練 (大手町地区)

水防災情報の発信強化

建設局

■河川監視カメラの設置拡大

- 住民の避難行動に繋がる水防災情報の発信・充実を図るため、河川の状況を分かり易くリアルタイムに伝える**河川監視カメラの設置拡大**
- 令和４年度は**30箇所増設**し、1月現在で109箇所の映像公開中
- 今後も、河川監視カメラの増設にあわせて、順次公開数を拡大予定

水防災総合情報システム　河川監視カメラ公開状況

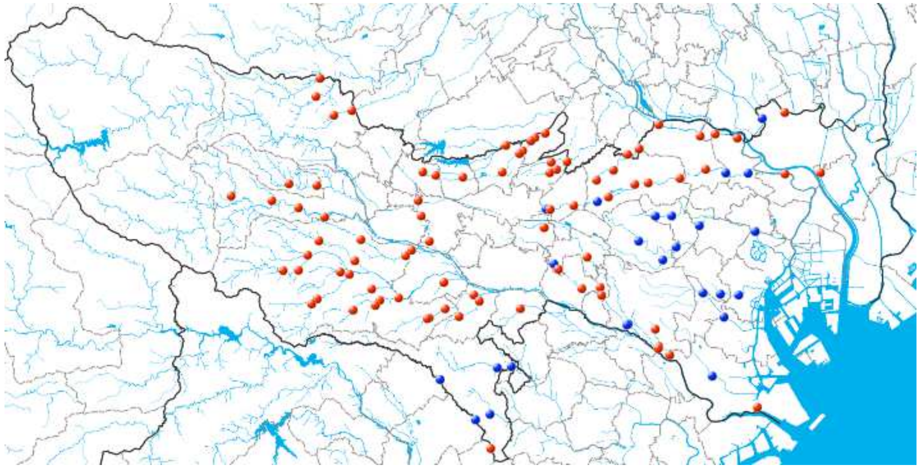

● 令和元年度末における河川監視カメラ公開箇所
● 令和元年度から令和４年度までに追加公開された箇所

【YouTube　東京都水防チャンネル】

URL:https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ

▲QRコード

新設した河川監視カメラ映像立野二の橋【黒目川】

■更なる情報発信に向けた取組

- 水防災情報発信の更なる強化に向け、河川監視カメラなどの観測機器の設置拡大や**利用者の視点に立ったより使い易いシステムへの改善**等を行う

水防法改正に伴う浸水想定区域の指定対象拡大を踏まえた改定

建設局

■水防法の主な改定内容

【浸水想定区域の指定対象拡大】

- 想定最大規模の洪水等に対応した浸水想定区域の指定対象について、これまでの洪水予報河川及び水位周知河川に加え、**その他の一級河川及び二級河川（住宅等の防護対象のある河川）についても指定対象**とする。

▲浸水予想区域図公表状況

【住民への周知までの流れ】

浸水想定区域の指定（水防法第１４条）		
洪水予報河川 ９河川※1	水位周知河川 ９河川※2	**一級河川及び二級河川 （防護対象あり） 約90河川**

赤字部：水防法改正による追加

※1　神田川･目黒川･渋谷川･古川･芝川･新芝川･野川･仙川･妙正寺川
※2　石神井川･境川･鶴見川･恩田川･真光寺川･善福寺川･呑川･丸子川･谷沢川

↓

浸水想定区域図の公表

↓

区市町村地域防災計画へ記載

↓

ハザードマップの作成

↓

住民への周知

■今後の取組方針

【浸水想定区域の指定】

- 浸水想定区域の指定対象拡大を踏まえ、**想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を、水防法第14条に基づき浸水想定区域として新たに指定**（対象降雨は変わらないため、浸水範囲は変更なし）
- 指定対象となった浸水想定区域は、令和5年度中の公表を予定

【浸水想定区域指定後の対応】

- ハザードマップが水防法に基づくものとなるため、宅地建物取引時においてハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することが義務付けられる

区市町村との**合同**排水ポンプ車操作訓練の**拡充**

建設局

実施の目的

◆排水ポンプ車の性能紹介
◆水防管理団体職員による排水ポンプ車操作訓練

R４実施結果

◆各事務所が主体となり、水防管理団体職員による操作訓練を実施

令和５年度以降の訓練について

◆排水ポンプ車を有する全10事務所各所で連携訓練を実施予定

移動式排水ポンプ車

配備台数

○　西多摩建設事務所を除く10建設事務所に１台ずつ計１０台を配備

特徴

○　軽量ポンプで、簡単に持ち運び可能

○　毎分５㎥の排水が可能な水中ポンプを２台積載

東京都における排水作業準備計画について

建設局

■これまでの経緯

・平成30年3月に公表した高潮浸水想定区域図によると、東部低地帯を中心に大規模な水害が発生することが判明

・高潮による大規模水害時において、速やかな排水により浸水を解消し早期の復旧・復興を図るため、排水施設や排水ポンプ車等の効率的な運用方法等を取りまとめた「東京都における排水作業準備計画」を作成し令和4年8月に公表

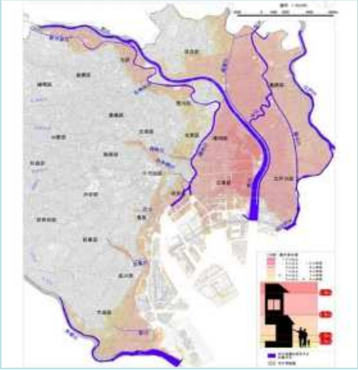

＜高潮浸水想定区域図＞
（浸水深）

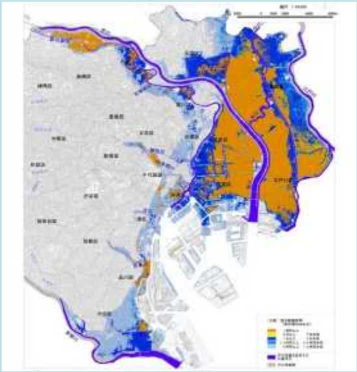

＜高潮浸水想定区域図＞
（浸水継続時間）

■対象区域

・高潮浸水想定区域図において72時間以上浸水が継続する14区を対象にして、9エリアに分けて運用方法等をとりまとめ

①江戸川区エリア ②葛飾区エリア ③足立区エリア ④江東区・墨田区エリア ⑤荒川区・北区エリア ⑥板橋区エリア ⑦中央区・千代田区・文京区エリア⑧港区・品川区エリア ⑨大田区エリア

＜都所有の排水ポンプ車＞

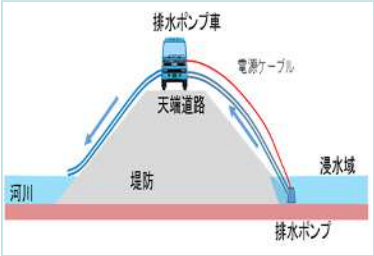

＜配置イメージ（土堤）＞

■準備計画の概要

①全エリア共通事項（対象となる全区に共通する事項）

排水作業開始までの流れ、排水ポンプ車等の保有状況・諸元、排水ポンプ車等の配置方法　など

②エリア別事項（エリアごとに固有の事項）

排水施設の位置や集水区域、排水施設への燃料補給ルート、標高図、排水ポンプ車の配置候補地、堤防種別など河川施設の情報　など

＜集水区域図＞

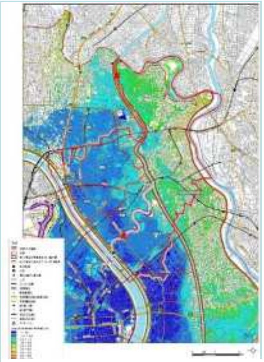

＜標高図＞

■今後の予定

・準備計画に基づき、排水対応タイムラインに沿って、関係機関連携のもと排水計画作成を行う図上訓練を実施

・準備計画に基づき、排水ポンプ車配置候補地へのアクセスと堤防上への設置など地元区と連携して実地訓練を実施

＜排水施設への燃料補給ルート＞

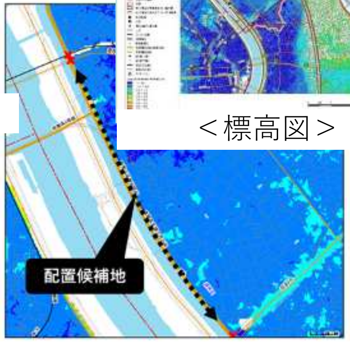

＜排水ポンプ車の配置候補地＞

高潮浸水想定区域図の改定･高潮特別警戒水位の再設定

港湾局･建設局

これまでの経緯

- 平成27年5月の水防法の一部改正に基づき、平成30年3月に高潮浸水想定区域図を作成
- 令和2年7月に高潮浸水想定区域を指定し、高潮特別警戒水位の運用を開始
- 令和3年7月の「高潮浸水想定区域図作成の手引き」改定に伴い、高潮浸水想定区域図の改定に向けた検討を開始
- 令和4年5月の「高潮特別警戒水位の設定の手引き」改定※に伴い、高潮特別警戒水位の再設定に向けた検討を開始

※災害対策基本法改正（令和3年5月）に基づき、避難指示（警戒レベル4相当）から緊急安全確保（警戒レベル5相当）に変更

高潮浸水想定区域図の改定

- 現在の浸水想定区域図と同様に中心気圧910hPaの台風（室戸台風級）を想定
- 新たに手引きに加えられた「半径の小さい台風」や「移動速度の小さな台風」についても検討
- 高潮により家屋が倒壊するおそれのある区域の検討（家屋倒壊等氾濫想定区域図の作成）

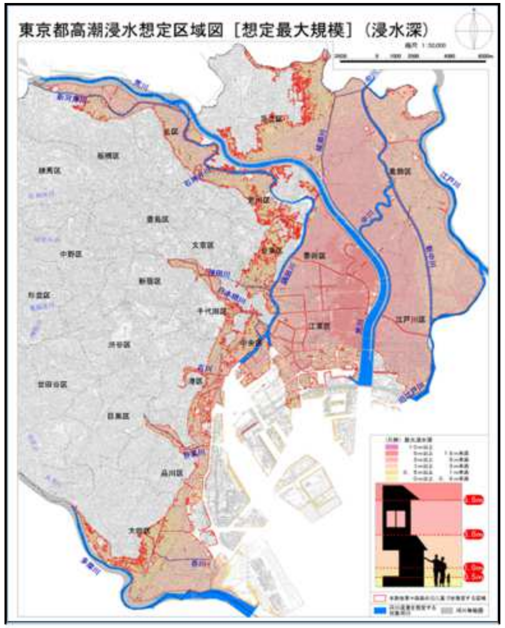

現在の高潮浸水想定区域図

高潮特別警戒水位の再設定

- 新たな浸水想定区域を踏まえ、警戒水位を再設定
- 「緊急安全確保」の判断材料に資する、「情報伝達等に要する時間（リードタイム）」を検討

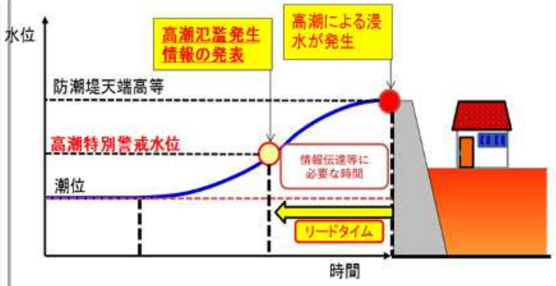

高潮特別警戒水位イメージ

現在の高潮特別警戒水位

スケジュール（予定）

検討項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高潮浸水想定区域図				☆ 4月公表（予定）
高潮特別警戒水位				☆ 4月運用開始（予定）
検討委員会		★① ★②	★③ ★④	

ダム放流情報の提供

交通局

　白丸調整池ダムでは、大雨などにより水位が急激に上昇した場合、ダムのゲートから放流を行うことがあります。その際には、必要に応じて関係機関に通知するとともに、サイレンやスピーカーによる警報や、巡回による注意喚起を実施しています。

放流警報用のサイレンとスピーカー

警報用車両

防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用

水道局

○ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている
○関係機関にダム放流に関する情報を伝達している

・令和４年度は、台風等の影響によるまとまった降雨はあったものの、ダムへの貯留により、通常の発電放流の範囲で収まった。
・なお、余水吐放流を行う際は、一般の方が多摩川に近づかないよう、事前にプレス発表等を行い、幅広く呼び掛けている。
　さらに、SNSを活用し、より広範囲にダムの放流に関する情報を発信している。
・放流に係る各時点の最新情報をその都度ホームページに掲載し、同内容を減災協議会メンバー宛てメール送信している。

覚えてください！小河内ダム余水吐放流時のサイレン

小河内貯水池(奥多摩湖)では、台風や豪雨などの影響で大量の水を余水吐※から放流することがあります。川を利用している方などに、ダムからの余水吐からの放流を確実にお知らせするために、職員によるパトロールや警報装置からサイレンを鳴らし警告を行います。

川の水が増えますので、川には近づかないでください。

※余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設(ゲート)

サイレンの鳴らし方

サイレンは、「50秒間鳴り、10秒休止」のパターンを5回繰り返します。

50秒間
休10秒間
50秒間
休10秒間
50秒間
休10秒間
50秒間
休10秒間
50秒間

サイレン設置場所

▲ ホームページによる周知

令和３年９月16日
水道局

台風１４号の影響に伴う小河内ダムからの余水吐放流について

気象庁の発表によると、台風１４号の影響で９月１７日（金）１２時から１８日（土）１２時までに予想される雨量は、関東地方南部、甲信地方の多いところで２００ミリから３００ミリとなっています。

小河内ダムでは、今後の降雨により貯水量が増加すると予想されることから、９月１７日（金）１３時より余水吐*からの放流を行う予定です。

今後の降雨の状況にもよりますが、１８日（土）１５時ごろには、余水吐放流量は、毎秒７９立方メートル程度となる見込みです。この結果、合計放流量は発電放流と合わせて毎秒１００立方メートルとなります。

なお、９月１６日（木）７時現在、小河内ダムの貯水量は約１億７，１４７万立方メートル、貯水率９３％となっています。

発電放流量　２１ m³／s
余水吐放流量　７９ m³／s
合計　１００ m³／s

今後の降雨状況によっては、さらに放流量を増加することもあります。

＜参考＞　放流の内訳

	現状	変更後	増減
発電放流量	２１ m³／s	２１ m³／s	０ m³／s
余水吐放流量	０ m³／s	７９ m³／s	＋７９ m³／s
合計	２１ m³／s	１００ m³／s	＋７９ m³／s

これに伴い、河川の水位が上昇する恐れがありますので、河川に近づかないようにして下さい。

＊：余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設（ゲート）

○小河内貯水池管理事務所
所在地　西多摩郡奥多摩町原５
電話　0428-86-2211

問い合わせ先
浄水部浄水課 電話：03-5320-6473（直通）

▲ 令和3年9月16日発表
余水吐放流に関するプレス文

東京都水道局 @tocho_suido

【注意喚起】小河内ダムでは、台風１４号の影響に伴う降雨により貯水量が増加すると予想されることから、９月１７日（金）１３時より余水吐からの放流を行う予定です。これに伴い多摩川の河川水位が上昇するおそれがありますので、多摩川に近づかないようにしてください。
waterworks.metro.tokyo.lg.jp/press/r03/pres...

2021年09月16日 16:00 · Twitter Web App

東京都水道局 @tocho_suido

【Caution】Due to the Typhoon No. 14, the inflow into Ogochi dam is expected to increase. So we plan to increase the amount of discharge from Ogochi dam by using a spillway from 1pm tomorrow (9/17).
For this reason, the water level of Tamagawa River will rise. Please do not go near Tamagawa River.

ツイートを翻訳

2021年09月16日 16:00 · Twitter Web App

▲ 令和3年9月16日SNS掲載
余水吐放流に関する情報発信

トピックス

令和3年9月16日
水道局

台風14号(温帯低気圧)の影響に伴う小河内ダム余水吐放流について

台風14号(温帯低気圧)の影響に伴い、小河内ダム流域では9月17日(金)から18日(土)にかけてまとまった降雨が予想されています。

小河内ダムでは、今後の降雨により貯水量が増加すると予想されることから、9月17日(金)13時より余水吐からの放流を実施する可能性があります。余水吐放流を行う場合には、3時間前までに当局ホームページ及びツイッターにて発表します。

ダムからの放流を含めて、急激に河川の水位が上昇する恐れがありますので、今後の降雨状況や河川状況に御注意願います。

▲ 令和3年9月16日掲載
放流に係る各時点の最新情報

区役所との樋門操作・情報連絡訓練の実施

下水道局

取組24

○ 区役所と連携した樋門の操作・情報連絡訓練を実施
○ 樋門の操作手順の確認や情報連絡訓練を行い、連絡体制の強化を図った

樋門の開閉操作状況

情報連絡訓練の実施状況

不動産事業者との不動産取引時における水害リスク情報の共有について

住宅政策本部

- 宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）施行規則の改正により、令和2年8月から宅建業法第35条に基づく宅地建物取引時の重要事項説明において、不動産事業者が、区市町村の提供する水害ハザードマップを用いて、不動産購入者等に水害リスクに関する説明を行うことが義務付けられた。
- 都では、不動産業関連業界団体に対し、水防関連法令の改正や区市町村の水害ハザードマップ改定状況等の水害リスクに関する情報提供を行い、団体に加盟する各社への周知を要請するなど、業界団体と連携した水害の減災に向けた取り組みを引き続き行っていく。

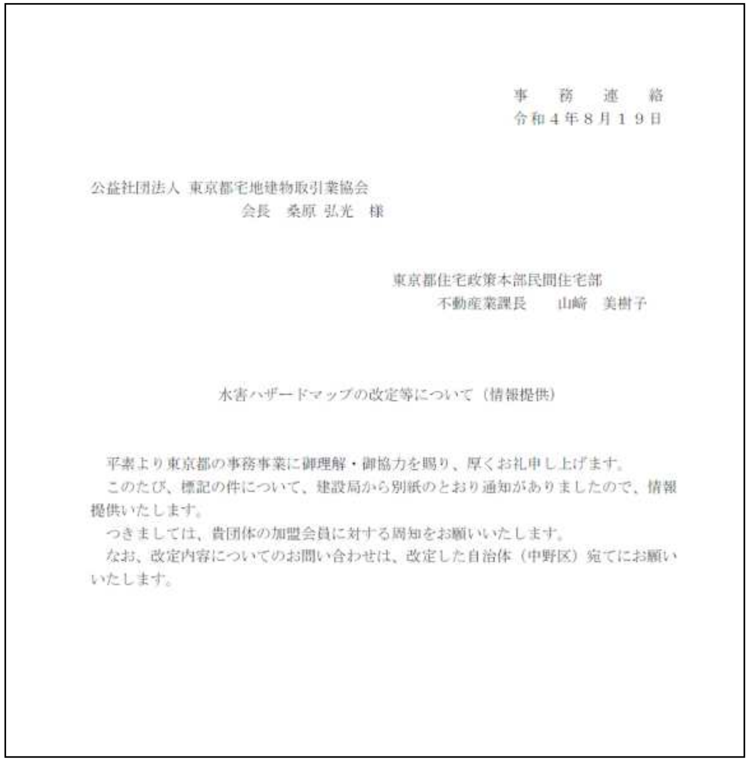

事　務　連　絡
令和４年８月１９日

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
会長　桑原 弘光　様

東京都住宅政策本部民間住宅部
不動産業課長　　山崎　美樹子

水害ハザードマップの改定等について（情報提供）

平素より東京都の事務事業に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、標記の件について、建設局から別紙のとおり通知がありましたので、情報提供いたします。
つきましては、貴団体の加盟会員に対する周知をお願いいたします。
なお、改定内容についてのお問い合わせは、改定した自治体（中野区）宛てにお願いいたします。

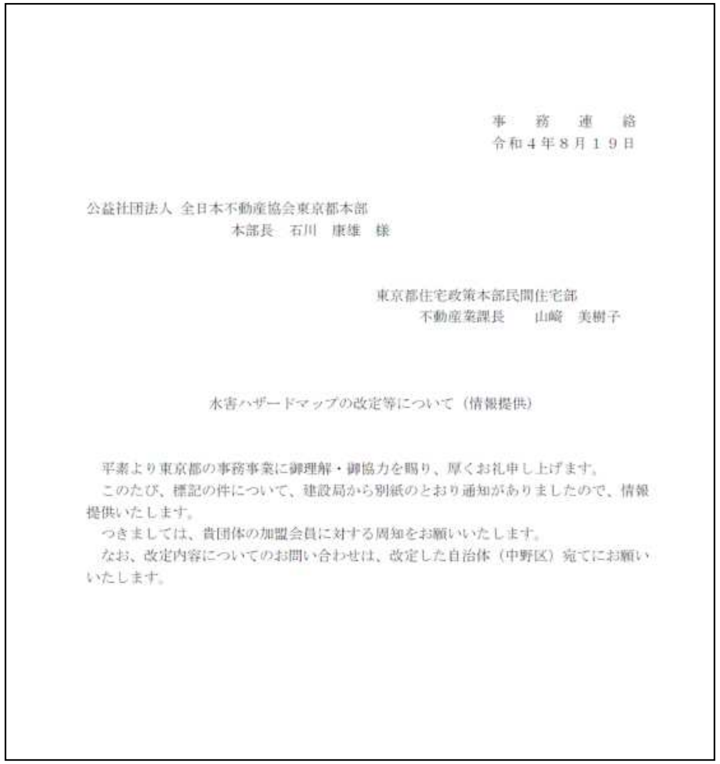

事　務　連　絡
令和４年８月１９日

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部
本部長　石川　康雄　様

東京都住宅政策本部民間住宅部
不動産業課長　　山崎　美樹子

水害ハザードマップの改定等について（情報提供）

平素より東京都の事務事業に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、標記の件について、建設局から別紙のとおり通知がありましたので、情報提供いたします。
つきましては、貴団体の加盟会員に対する周知をお願いいたします。
なお、改定内容についてのお問い合わせは、改定した自治体（中野区）宛てにお願いいたします。

水防法改正に伴い、区市町村が作成・公表する最新の水害ハザードマップ情報について、東京都から不動産関連業界団体に対し、加盟各社への周知等を要請する通知

避難計画の作成徹底等の周知及び防災教育の充実

教育庁

〇避難確保計画作成の徹底等の周知

要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。

〇防災教育の充実

学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。

〇都立学校への周知文書

4教総総第５９２号
令和４年６月３日

各都立学校長　殿

教育庁総務部調整担当課長
菊　地　文　孝
（公印省略）

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

日頃より、防災対策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
標記の件につきまして、文部科学省及び総務局総合防災部から別添のとおり通知がありました。

貴校におかれましては、それぞれの通知の内容を踏まえ、気象庁が発表する気象警報・注意報や各自治体から発令される避難に関する情報などを参考にしながら、災害発生のおそれがある場合には臨時休業等の措置を講じるなど、児童・生徒等の安全確保に万全を期していただきますよう、よろしくお願いいたします。
あわせて、避難場所や避難誘導方法等の学校危機管理計画への反映、非常災害用備蓄品の保管場所の工夫、避難訓練等の実施など、引き続き事前の対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、各都立学校には、平成２９年７月７日付事務連絡「水防法等の一部改正に係る避難計画の作成等について（通知）」、関係都立学校には、平成３０年９月１８日付事務連絡「要配慮者利用施設の指定に伴う避難確保計画の作成等について（通知）」により既にお知らせしているところですが、各区市町村地域防災計画において、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内で要配慮者利用施設に指定された施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成等が義務付けられております。
区市町村による要配慮者利用施設への指定があった学校については、避難確保計画の作成等の御対応をお願いいたします。

【学校危機管理計画や避難確保計画に関すること】
総務部総務課　電話：03-5320-6718

【臨時休業や非常災害用備蓄品に関すること】
（高等学校・中学校・中等教育学校）
都立学校教育部高等学校教育課　電話：03-5320-6743
メール：S9000011@section.metro.tokyo.jp
（特別支援学校）
都立学校教育部特別支援教育課　電話：03-5320-6753
メール：S9000012@section.metro.tokyo.jp

【防災教育に関すること】
指導部指導企画課　電話：03-5320-6836

〇学校安全教室指導者講習　開催通知

4教指企第548号
令和４年６月30日

都立学校長　殿

教育庁指導部指導企画課長
栗　原　健
（公印省略）

令和４年度学校安全教室指導者講習の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施します。つきましては、貴校の教職員への周知並びに教職員の受講及び校内講習会等の実施について御配慮くださいますようお願いします。

記

1　目的
本講習を通して、安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における安全教育の推進を図る。

2　対象校
全都立学校

3　対象者
所属校において安全教育を推進する教職員又はそれに準ずる者から、所属校で１名以上の参加とする。
なお、都立高等学校においては、課程ごとに講習を受講し、校内講習等を実施する。

4　内容及び期間
（１）動画視聴による講習
別紙１「令和４年度学校安全教室指導者講習（講義動画リスト）」を参照
【期間】令和４年６月30日から令和４年８月31日まで
（２）校内講習会等の実施
受講者は、管理職の指導の下、校内（課程）の教職員を対象とした安全教育に関する講習会等を計画し、実施する。
実施に当たっては、本講習の内容を基に、別紙２「校内講習会等の実施について」を参考に計画し、校内における安全教育の推進の実状を踏まえ、工夫して開催する。
【期間】動画視聴による講習受講後から令和４年９月30日まで

5　提出書類
別紙３「実施アンケート」（様式１）を作成し、調査統計システムにより提出する。
【提出期限】令和４年10月17日（月）

【担当】
教育庁指導部　主任指導主事　加藤　憲司
指導企画課統括指導主事　三田　典子
指導企画課課長代理（課務担当）　井上　佳久
指導企画課指導主事　東小川　智史
電話　03－5320－6836

円滑かつ迅速な避難のための取組

福祉保健局

■情報伝達、避難計画等に関する事項

○平成31年4月に福祉保健局所管の避難確保計画作成対象施設へ避難確保計画策定義務等について通知

○指導検査等の際に、避難確保計画作成対象施設においては計画の有無を確認するとともに、未作成の場合は義務化について説明

【避難確保計画に定めるべき事項】

計画の項目	チェック項目
(ア)防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則16条一)洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一)土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	
	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか
	避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか
	避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか
(イ)避難誘導 (水防法施行規則16条二)洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二)土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	
	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか
	避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか
	必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか
(ウ)施設整備 (水防法施行規則16条三)洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2三)土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	
	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか
	夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか
(エ)教育・訓練 (水防法施行規則16条四)洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2四)土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	
	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか
(オ)自衛水防組織(設置した場合のみ) (水防法施行規則16条五)自衛水防組織の業務に関する事項	
	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

【対象施設への通知内容】

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

【浸水想定区域の指定】

【土砂災害警戒区域の指定】

要配慮者利用施設 とは…
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

① 避難確保計画の作成
- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
  - ➢ 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
  - ➢ 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - ➢ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置　に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

② 市町村長への報告
- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。
  - ➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
  - ➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

③ 避難訓練の実施
- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

！ 避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！
避難確保計画の作成
職員や利用者への学習会
避難体制の確認
避難訓練の実施

問い合わせ先
市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。
浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。
法改正に関すること
水防法関係　国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
土砂災害防止法関係　国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
TEL：03-5253-8111（代表）　URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html
ver4.2（H29.6.19）

私立学校への情報提供等

生活文化スポーツ局

○　都内の私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園）への情報提供等を通じ、各学校の取組を支援

情報提供事例

【防災態勢】

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について（通知）

※学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知

【防災教育】

令和4年度版防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」等の送付

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の該当学年児童・生徒に配布

【その他】

令和4年台風第14号に関連する諸通知　等